

Weekly Report

第410号
平成29年5月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

成立した民法改正(債権関係)のポイント

民法(債権関係)は、日常生活や経済活動における様々な契約の基本ルールなどが定められているもので、明治29年の制定から抜本的な改正は行われていませんでしたが、現代化を図るための改正が今月26日に可決・成立しました。

◆改正法は公布から3年以内に施行

多くの改正項目がありますが、主な改正には以下のような項目があります。なお、改正は公布から3年以内に施行されます。

◎債権の消滅時効…現行では原則、権利を行使できる時から10年間ですが、一定の債権については1~3年の短い期間(例えば、飲食代金などは1年、商品の売掛代金などは2年)が規定されています。改定では、このような短期消滅時効を廃止し、原則として権利を行使できることを「知った時から5年間」とします(現行の権利を行使できる時から10年間も維持し、いずれかに該当した場合に適用)。

◎個人保証の制限…事業融資における経営者等以外の個人保証について、契約締結前に保証人

になる方が公正証書を作成して保証債務を負う意思表示しなければ効力は生じないとされました。

◎法定利率…利率を定めていない場合や、損害賠償金額の算定などに用いる法定利率を現行の年5%から年3%に引下げ、3年ごとに一定の規定により変動するものとします。

◎売買の目的物に欠陥があった場合…現行では、売買で引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものである場合、買主は契約解除または損害賠償の請求ができますが、改正により売主に対して、目的物の修補、代替物の引渡しなども請求できます。

労働保険の年度更新に関する注意点等

労働保険(雇用・労災保険)の年度更新は、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき精算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料について、申告・納付を行う手続きとなり、期間は6月1日~7月10日までとなります。

29年度の雇用保険料率は、一般業者:0.9%(事業主負担0.6%)、農林水産・清酒製造事業:1.1%(同0.7%)、建設業:1.2%(同0.8%)に引下げられています。

また、今年から適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合も雇用保険の適用対象(保険料の徴収は31年度まで免除)となっています。

★★★6月チェックポイント★★★

※6月1日より、郵便料金が一部改定するので、新料金表の掲示や社員への周知を図ります。

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、賃金台帳に新徴収額を記入。

※労働保険の年度更新手続きは6月1日から、健保・厚生「算定基礎届」は7月からはじまり、共に提出期限は7月10日なので早目の準備を。

※6月は全国安全週間の準備月間。今年のスローガンは「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」です。